

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定の解除.....（医務薬務課）	1
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	1
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（維持管理防災課）	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（維持管理防災課）	2

告 示

北海道告示第422号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

なお、平成29年北海道告示第395号（北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例に基づく危険薬物の指定）は、廃止する。

平成29年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物の指定を解除する物

- 2－（メチルアミノ）－2－フェニルシクロヘキサン－1－オン及びその塩類
- 1－（4－クロロフェニル）－N－メチルプロパン－2－アミン及びその塩類
- 1－（4－シアノブチル）－N－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類

北海道告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（本別地区（暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成29年7月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成29年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町杓形字富野7の26（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町杓形字富野7の26（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 大岸礼文停車場線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
虻田郡豊浦町字礼文華15番1地先から 同郡豊浦町字礼文華15番1地先まで	前	20.29mから 35.42mまで	793.64m	――
	前	20.29mから 61.83mまで	779.46m	――
	後	20.29mから 35.42mまで	793.64m	――
	後	20.29mから 81.49mまで	779.46m	――

北海道告示第426号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年7月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

上砂川下鶉東1丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
空知郡	上砂川町	鶉	74番1地先河川敷地	1
同	同	同	74番12	2
同	同	同	同	3
同	同	同	74番1	4
同	同	同	37番9	5
同	同	同	74番1地先河川敷地	6
同	同	同	同	7
同	同	同	同	8

正 誤

○平成28年12月20日（第2846号）

北海道告示第744号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
41	右	8
誤	釧路大川町1（その2）急傾斜地崩壊危険区域	
正	釧路大川町1（その2） <u>地区</u> 急傾斜地崩壊危険区域	

○平成29年5月19日（第2885号）

北海道人事委員会告示第7号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
33	右	2
誤	平成28年北海道人事委員会告示第4号	

正 平成25年北海道人事委員会告示第12号

○平成29年6月16日（第2893号）

北海道告示第389号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
29	左	23
誤	小樽真栄1丁目その3地区急傾斜地崩壊危険区域	
正	小樽真栄1丁目 <u>（その3）</u> 地区急傾斜地崩壊危険区域	